

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十三日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び副賞」を削り、同条第二項中「副賞」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。